



商工かるまい 簡易版

令和7年1月 発行



新年あけましておめでとうございます。

昨年は多大なご支援を賜り、誠にありがとうございました。

2025年も引き続きお力添え賜りますようお願い申し上げます。

(軽米町商工会職員一同より)

一般マル経融資が拡充されます

日本政策金融公庫(国民生活事業)による一般マル経(小規模事業者経営改善資金)の貸付期間と措置期間が令和7年1月1日より拡充されます。

拡充内容は、以下のとおりです。

項目	改正後	改正前
貸付期間	10年以内 【設備資金・運転資金に係らず】	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
措置期間	2年以内 【設備資金・運転資金に係らず】	設備資金 2年以内 運転資金 1年以内

日本政策金融公庫による電子契約の開始

日本政策金融公庫が斡旋するマル経(小規模事業者経営改善資金貸付)や、普通貸付、教育ローンなど、各種契約方法に『電子契約』が令和7年1月より加わります。

これまでとおりの契約書類の郵送等での方法もありますが、電子契約の場合は【手続きが早い】【記入・押印レス】【収入印紙が不要】等のメリットがあります。

マル経や普通貸付、教育ローンのお申込みの際に、契約書の種類を選択することが可能です。電子契約の初回のみは、電子契約サービス利用申込書の手続きが必要ですが、2回目以降は全てがオンラインでの対応となります。

電子契約の場合は、ご融資の送金までに約10日程度の短縮となり、また、書類不備の場合でも即時修正が可能なことから、事業資金を直ぐに活用できる制度体制となっています。

ご不明な点やご質問等は、軽米町商工会へご連絡ください。



[日本公庫電子契約サービス\(国民生活事業\)※一部支店のみ](#) | [日本政策金融公庫](#)

日本政策金融公庫ホームページ
電子契約サービスの案内

申告書等の控えへの収受日付印の押なっ見直し

国税庁では、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しを進めています。

こうした中、e-Tax 利用の普及状況等を踏まえ、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なっを行わないこととされております。

書面申告等における申告書等の提出(送付)の際は、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただきますよう、お願いいたします。

なお、申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法は、「e-Tax による申告・申請手続」「パソコン・スマートフォンから e-Tax を利用して PDF ファイルを無料で取得」「保有個人情報の開示請求(有料)」「納税証明書の交付請求(有料)」等により確認が可能です。

岩手銀行「いわぎん起業・創業サポートローン Start Up!」

岩手銀行では創業希望者や新たな事業を開始しようとする中小企業向けの融資制度「いわぎん起業・創業サポートローン Start Up!」を、岩手県信用保証協会と連携して制度化しております。

本融資制度の要件の一つとして、岩手県内の指定する外部機関から作成支援を受けた事業計画書を有することとなっており、軽米町商工会においても、作成支援を実施しております。

【マル保プラン】

資金使途 : 新たに事業を開始するために必要な運転資金または設備資金

融資金額 : 10万円以上1,000万円以内

融資期間 : 10年以内(うち据置期間1年以内)

その他 : 岩手県信用保証協会との連携融資

【プロパープラン】

資金使途 : 新たに事業を開始するため、もしくは第二創業に必要な運転資金または設備資金

融資金額 : 10万円以上

融資期間 : 運転資金7年以内(うち据置期間1年以内)

設備資金10年以内(うち据置期間1年以内)

その他 : 岩手銀行独自の融資

令和6年度岩手県商工会等職員統一資格認定・採用試験

令和7年度採用 : 令和7年4月1日 採用、名簿登載者 若干名

一次試験 : 令和7年2月20日(木) 午後1時20分 ~ (会場 岩手県商工会連合会館)

二次試験 : 令和7年2月27日(木) 午後1時~ (会場 岩手県商工会連合会館)

受験資格 : 大学、短大又は高校卒業者で、原則として令和7年4月1日現在満44歳未満の者。
45歳以上の方は、要相談採用時期及び採用予定者数等

応募方法 : 令和7年2月14日(金)正午必着

※必要書類は岩手県商工会連合会ホームページをご参照下さい